

**令和7年度下半期
(令和7年10月1日～令和8年3月31日)
予算執行状況のお知らせ**

問合せ
一般会計・特別会計 財政課 ☎(43)1111 内線252
水道事業会計 水道管理課 ☎(48)0050
公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計
下水道課 ☎(47)3340

一般会計 予算現額 232億3,582万円

収入		収入済額 (収入率)
予算現額	収入済額	収入率
市税	70億7,443万円	72億3,050万円 (102.2%)
市民税、固定資産税など、みなさんに納めていただく税金		
国・県からの補助金	58億3,312万円	46億3,999万円 (79.5%)
国・県から市が交付を受ける補助金・負担金など		
国・県からの交付金	51億1,817万円	52億7,843万円 (103.1%)
国・県が徴収した税の中から市が交付を受ける地方交付税など		
市債	22億 250万円	1億4,560万円 (6.6%)
市が借り入れるお金		
繰越金	12億 133万円	12億 133万円 (100%)
令和6年度決算による令和7年度予算への繰越金		
その他	18億 627万円	17億9,405万円 (99.3%)
使用料、手数料など		

市民一人あたりの市税の負担額 149,372円

市の人口 48,406人(3月31日現在)

支出		支出済額 (支出率)
予算現額	支出済額	支出率
民生費	85億8,008万円	75億5,822万円 (88.1%)
子育て支援や、障がい者・高齢者などの福祉に使うお金		
教育費	33億4,572万円	19億9,303万円 (59.6%)
小・中学校、生涯学習、スポーツ振興などに使うお金		
総務費	28億3,592万円	22億7,342万円 (80.2%)
広報・広聴、企画、市税の徴収などに使うお金		
土木費	23億1,048万円	13億4,989万円 (58.4%)
道路や橋、公園などの整備・維持管理に使うお金		
衛生費	20億9,240万円	16億5,659万円 (79.2%)
各種検診・予防接種、ごみ・し尿処理などに使うお金		
公債費	13億5,728万円	13億4,454万円 (99.1%)
市債(市が借り入れたお金)の返済に使うお金		
その他	27億1,394万円	22億7,647万円 (83.9%)
消防費(消防、救急、防災・災害対策)など		

※人件費や施設の光熱水費などは、各項目に含まれています。
市民一人あたりに使ったお金 381,196円

特別会計

特定の収入を特定の目的に使う場合など、一般会計と経理を区分するために設置している会計。

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険特別会計	55億4,431万円	51億7,261万円	93.3%	51億2,865万円	92.5%
後期高齢者医療特別会計	10億 683万円	10億 69万円	99.4%	8億4,833万円	84.3%
介護保険特別会計	46億2,906万円	43億5,402万円	94.1%	40億 820万円	86.6%
幸手駅西口土地区画整理事業特別会計	4億5,878万円	3億7,602万円	82.0%	3億3,036万円	72.0%

企業会計

特別会計のうち地方公営企業法の適用を受け、料金収入などでサービスを行う、企業性格の強い会計。

会計名・区分	収入			支出			
	予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	支出率	
水道事業会計	収益的収支	11億 319万円	10億7,496万円	97.4%	11億2,997万円	10億9,188万円	96.6%
	資本的収支	9,414万円	3,119万円	33.1%	3億8,724万円	2億3,610万円	61.0%
公共下水道事業会計	収益的収支	7億3,914万円	7億4,494万円	100.8%	7億4,463万円	7億 248万円	94.3%
	資本的収支	6億8,138万円	5億3,009万円	77.8%	8億2,661万円	6億 738万円	73.5%
農業集落排水事業会計	収益的収支	3,786万円	3,786万円	100.0%	3,937万円	3,650万円	92.7%
	資本的収支	2,012万円	1,552万円	77.1%	2,112万円	1,713万円	81.1%

※資本的収支の収入と支出の差額は、内部留保資金により補てんされます。

令和8年度市民税・県民税・森林環境税の納税通知書を送付します

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133

令和8年度の市民税・県民税・森林環境税が課税される人に、税額などを記載した納税通知書を6月5日(金)に郵送します。市民税・県民税・森林環境税は、前年中の所得を基に計算し、令和8年1月1日現在で市内に住所を有する人に課税しています。納期限内の納付をお願いします。

納付の方法について

◆納付書による納付(普通徴収)

個人事業者や毎月の給与から市民税・県民税・森林環境税を天引きすることができない人は、市から送付される納付書で、各納期限までに納付してください。
※普通徴収の納期限は年4回です。

第1期	第2期	第3期	第4期
6月30日(火)	8月31日(月)	11月2日(月)	令和9年2月1日(月)

◆給与からの天引き(特別徴収)

給与所得のある人は、市から給与支払者あてに特別徴収税額決定通知書が送付され、毎月の給与から市民税・県民税・森林環境税が天引きされます。

◆公的年金からの天引き

以下の要件のすべてに当てはまる人は、年6回の年金受給の際に年金所得に係る市民税・県民税・森林環境税が年金から天引きされます。なお、公的年金以外に給与や事業など他の所得のある場合には、納付書による納付(普通徴収)や給与からの天引き(特別徴収)により別途納付することになります。

- 前年中に公的年金などを受給していた。
- 令和8年4月1日現在65歳以上である。
- 令和8年4月1日時点で国民年金法に基づく老齢基礎年金などの公的年金を年額で18万円以上受給しており、介護保険料が年金から天引きされている。

～扶養控除などの申告はお済みですか～

所得税の確定申告をする必要がない場合でも、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などについて、市民税・県民税の申告をすることで税額を低く抑えることができる場合があります。
※確定申告がお済みの人は、市民税・県民税の申告を重ねてする必要はありません。

各種税証明書の発行について

令和8年度の住民税決定証明書、所得証明書、非課税証明書は、6月5日(金)から取得できます。ただし、市民税・県民税・森林環境税の全額が給与天引きの人に限り、それ以前でも取得できます。なお、税法上の扶養親族として控除対象になっている人は、本人の申告がなくても、非課税証明書が発行できます。ただし、所得が0円であるなど、所得の証明が必要な場合は、本人の申告が必要です。また、収入や控除の追加がある場合は、申告後すぐに証明書の発行はできませんのでご注意ください。